

従業員倫理行動規範

第1条（目的）

この規範は、従業員が透明、公正、合理的に職務を遂行するための行動基準を確立し、実行することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本行動規範は、株式会社OCI（以下「当社」という）とOCIのグループ会社の、すべての役員及び従業員に適用する。

第3条（用語の定義）

- (1) 金品：現金、商品券、有価証券、物品（プレゼント）、その他経済的な利益をいう。
- (2) 接待：食事、酒宴、ゴルフ、公演、娯楽などの受益をいう。
- (3) 便宜：交通、宿泊、観光、その他各種行事支援をいう。
- (4) 利害関係者：会社、役員及び従業員の業務行為や意思決定により影響を受ける社内外のすべての個人や集団をいう(法人、その他団体)。
- (5) 通常水準：他の従業員または一般人が健全な常識で判断するときに理解できる普遍的に妥当な水準で、受益者が負担を持たずに業務を公正に処理できる程度をいう。

第4条（顧客に対する責任と義務）

- (1) 顧客との約束は厳守し、すべての取引は健全かつ公正な取引秩序の上で行われるようにする。
- (2) 顧客の苦情（品質、納期、技術支援サービス等）が発生しないよう最善を尽くし、やむを得なく苦情が発生した場合は、迅速に処理する。
- (3) 顧客の事前同意なしでは、顧客に関する情報を外部に漏洩せず、また提供しないこととする。
- (4) 優越的地位を利用した不平等な取引や不当な要求をしないこととする。

第5条（株主に対する責任と義務）

- (1) 透明な意思決定と効率的な経営活動を通して株主の利益を最大化させる。
- (2) 経営全般に関する正確な情報を関係法令に基づき適時提供することにより、集団訴訟等の問題が発生しないよう努める。
- (3) 株主の意見で正当なものはその保有数に関係なく経営に反映するよう最善を尽くす。
- (4) 会計基準に基づいて公正な財務諸表を作成し、公示する。

第6条（公正な業務遂行）

- (1) すべての業務は、公正かつ透明で合理的な方法で行う。
 - (2) 特定金融取引情報の報告及び利用等に関する法律（以下「特定金融情報法」といいます。）に基づく業務、貸金、勧誘、マネーロンダリング等に係る行為に関して、利害関係者との間で不正行為を行わないようにする。
 - (3) 通常の水準を超える接待、便宜提供、贈り物、その他の金品等を受け取ってはいけない。ただし、業務上避けられない場合は、倫理担当部署（監査チーム）の諮問を求めることとする。
 - (4) 会社または個人の理解が相反する行為、または関係を作らないようにしなければならない。
 - ① 個人事業等を通じた競争会社、会社取引業者との取引行為
 - ② 従業員本人又は第三者を通じた会社及び会社取引先との取引行為
 - ③ 会社業務に支障をきたす兼業及び副業行為
 - (5) 地域社会、言論、関係機関、社会団体等に関する問題は、迅速かつ正確に措置、報告し、集団苦情などが発生しないように努めなければならない。
 - (6) 自由競争の原則に基づき市場経済を尊重し、競合企業との不当な連携行為（いわゆる癒着等）を行ってはいけない。
- ※ 本条第1項第3号の定めにおいて、金額上の基準を具体的に示していない理由は、従業員の健全な倫理意識と常識を尊重し、従業員自ら正しく判断し、行動できるようにするためである。

第7条（会社財産及び情報の保護）

- (1) 会社の承認なしに会社の財産や情報を利用して本人または他人が不当な利益を得てはいけない。
- (2) 会社の財産を個人用途に使用してはいけない。また個人的な目的で使用した費用を会社の費用として処理してはいけない。
- (3) 会社の予算は、合理的かつ透明性をもって執行しなければならない（経費の執行にあたっては、公用と私的使用を厳密に区別し、他の目的への恣意的な転用を禁ずる）。
- (4) 役員及び従業員は、業務遂行中に取得した会社の情報を任意に漏洩してはいけない。
- (5) 会社のネットワークは個人的な目的に使用してはいけない。

第8条（健全な職場生活及び社会生活）

- (1) 相互信頼して尊重する組織文化を作らなければならない（私生活を尊重し、誹謗・陰謀行為、職場でのハラスメント、セクハラなどの行為を禁ずる）。
- (2) 模範的な社会構成として会社の品位を損なう行為をしてはならない。
- (3) 会社の役員または従業員の身分を利用して政治に介入してはいけない。個人資格での活動は自由に行えるが、会社に関与するものと誤解されないよう格別に注意を払わなければいけない。
- (4) 上司は、部下となる従業員に法規及び会社規定に違反する不当な業務指示をすることができず、万一そのような指示を受けた従業員はその指示を拒否することができ、これらにより会社から如何なる不利益も受けることはない。

- (5) 従業員は、相互間に業務上の不当な要求をしたり、代価として金品、贈り物、接待、便宜等を授受してはいけない。

第9条（国家と社会への貢献）

- (1) クリーンな環境保全のために環境汚染防止及び自然保護に努めるものとする。
- (2) 役員及び従業員本人の安全と顧客、地域社会の安全のために諸般安全措置をとり、安全法規と規定を遵守するものとする。
- (3) 社会奉仕、災害救助活動などに積極的に参加するものとする。

第10条（従業員倫理行動規範の遵守）

すべての役員及び従業員は本行動規範に従わなければならない、役員と管理者は所属する従業員が行動規範を遵守できるよう常に管理する責任がある。

- (1) 役員及び従業員の行動規範に抵触する事実を認知した場合、当事者に直接是正を求めるか、監査チームに通報するものとする。（通報者の匿名及び秘密を保障）
- (2) すべての役員及び従業員は、行動規範を誠実に遵守しなければならない、これらに違反する場合、就業規則の定めに基づき解雇を含む懲戒処分を受けるものとする。
- (3) 本行動規範に定めのない事項については、監査チームと協議するものとする。

第11条（役員及び従業員の倫理経営実践誓約書の要件）

会社は、倫理経営、透明経営を実践して会社の社会的責任を果たすために、役員及び従業員の入社時または在職中、倫理経営実践に関する誓約書を求めることがある。

第12条（届出及び情報提供）

透明倫理経営を阻害し、違法かつ不当な業務処理及び業務に関連する上司の不当な指示等を通報又は情報提供することにより、非倫理的な行為を事前に遮断し、透明倫理経営を実践するものとする。

(1) 情報提供対象

- ①透明経営及び従業員行動規範に反する事項
- ②犯罪行為
- ③故意または過失により会社の損失を招く行為
- ④違法かつ不当な業務処理及び業務に関する不当な指示
- ⑤金品、供応、接待、便宜など不当な受付行為（通常水準を除く）
- ⑥不当な業務遅延行為及び差し戻し行為
- ⑦会社の規定（内部会計管理規定等）に違反する行為、またはこれを指示する場合
- ⑧特定金融情報法によるマネーロンダリング関連行為
- ⑨その他当社役員の不条理及び非倫理的行為

(2) 情報提供者保護制度

- ①身分保護及び秘密保障
- ②人事上の不利益の禁止及び要求事項の積極的な反映
- (3) 情報提供方法
 - ①FAX：03) 3454-2566
 - ②会社ホームページ上のサイバー情報提供(report@ocijapan.co.jp)
 - ③郵便：〒108-0073 東京都港区三田1-4-28、三田国際ビル3階
OCIジャパン株式会社サイバーレポート受付担当者宛
- (4) 文書情報：会社ホームページ内サステナビリティを参照

付則 この規定は2023年5月2日から制定・施行する。